

ハラスメント相談窓口フォーム

この窓口では、日本ショーペンハウアー協会の諸活動に関して本協会会員が行ったハラスメントについての申し立てを受け付けています。申し立てを希望する会員は、以下の内容を希望するハラスメント相談員に送付してください。

ハラスメント相談員は、相談の受付までを担当します。その後の対応はハラスメント対策委員会（原則として理事会メンバー）で行います。なお、相談を受け付けてから返信するまでに1週間程度の時間を要する場合がありますので、その点はあらかじめご承知おきください。

2025年度ハラスメント相談員氏名と相談窓口専用アドレス

- ・梅田孝太：sch.rinrimadoguchi.umeda.k●gmail.com
- ・山本恵子：sch.rinrimadoguchi.yamamoto.k●gmail.com
- ・太田匡洋：sch.rinrimadoguchi.oota.t●gmail.com

（上記メールアドレス中の●は@に変換してお送りください）

※個別アドレスへのメールは、相談員個人に送付されます。

※相談員が個別アドレスの公開を希望しない場合は、相談窓口専用アドレスを表示します（今年度はすべて個別アドレスです）。

〈記載内容〉

- （1）申し立て者氏名（任意。ただし、ハラスメントの申し立てを受理して対応を開始するには、お名前が必要となります）
- （2）申し立ての対象となる方（任意。ただし、ハラスメントの申し立てを受理して対応を開始するには、お名前が必要となります）
- （3）申し立ての対象となる出来事の起きた日時（任意。ただし、ハラスメントの申し立てを受理して対応を開始する際には確認させていただきます）
- （4）申し立ての対象となる出来事の内容（必須。現時点では概略でけっこうですが、申し立てを受理して対応を開始する際にはできるだけ詳しい記述をお願いすることになります）
- （5）申し立ての対象となる出来事について、文書や録音などの記録や資料をお持ちでしょうか（任意。ただし、もしお持ちであれば、申し立てを受理して対応を開始する際には提出をお願いすることになります）
- （6）申し立ての対象となる出来事について、これまで他になされてきたこと（本人との交渉、関係者への相談、他の機関での相談など）はありますか（任意。ただし、ハラスメントの申し立てを受理して対応を開始する際には確認させていただきます）
- （7）申し立ての対象となる出来事について他に話を伺える方はいらっしゃいますか（任意。ただし、ハラスメントの申し立てを受理して対応を開始する際には有無を確認させていただきます）
- （8）今後の進め方（さしあたり相談のみでよい、調査の開始を希望する等）はどうしたいですか（必須）
- （9）申し立て者への連絡方法（メールアドレス、電話番号など）をお教えてください（必須）